



Title	神話・歴史・科学
Author(s)	渡邊, 侃; WATANABE, T.
Citation	北海道大学農經會論叢, 15, 156-164
Issue Date	1959-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10779">https://hdl.handle.net/2115/10779</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	15_p156-164.pdf



# 神話・歴史・科学

(經濟史觀)

一五六

渡 辺 侃

一

相對的に短期間の、同じく相對的に限定さるる資料について、すなわち報酬通減法則可配下に、人間欲望充足の最大を考ふる經濟學を、ある學者はヘドニストの學問、他の人はチズマルサイエンスと呼んだ。反對に、長期間發展又は衰頹する社會關係を考えたいくつものものを科學といい得るであらうか。歴史學は科學でないとした學者もいた。エルンストカッシェラー<sup>↑</sup>はその「國家の神話」の内に、科學的なるものと神話的なるものとを、區別することを試みた。かの「二十世紀の神話」に表現されるナチスの民族國家觀を批判するのが目的らしい。彼はヘーゲルの精神的弁證をとそれ結びつける様に論じたが、唯物弁證を論ずるころをしなかつたのはマルクスのコンミューニズムを敬遠したからかと思われる。

カッシェラーが其の著書中多くの頁を費したのはトーマス・カーライルの主張についてであつた。カーライルはその著書「英雄及び英雄崇拜」や「フレデリック大王伝」で社會と國家の總てに渡つて指導者統制者が必要なことを鼓吹した。有能者と解されたものが王であり、その最初は神話の巨人<sup>オチン</sup>であつたとする。彼の「衣裳哲學<sup>サーターレザータス</sup>」は、世間の衣裳を剥ぎ去つて眞の正義と實の神を求めたが、それもまたアイデアリスチック、ロマンチックのものではなかつたとはいわれないとする。

カーライルは、英雄偉人を以つて歴史の形成者と見、それらが世界を変革するものだから、革命を讚美する。彼は三つの革命を挙げた。第一は独逸ルッターの宗教改革、第二は英国ビュリタンの改革、第三は仏国革命である。最後者を描いた大著が出てゐる。勿論ロシア革命やヒットラーの独逸革命に直接つながるものではない。しかしカツンエラーは、ロシア革命を論じていないこと前記のとおりだし、対立的のヒットラー革命については民族主義の故にカーライルに関係があるとしてゐる。グリアスン及びセリエールの研究がそれ証明することである。

カツンエラーのあげてゐるとおりカーライルの対立者はジョン・S・ミルと認められる。ミル自身その自伝中に、その父ジエームス・ミルが経済学を以て最も論理的科学的なものとし息子にそれを教えこんだので、最初の思想なり生活なりが暗く冷たいものだったと書いてゐる。しかし彼の冷厳な論理主義自身或はその上に築かれた人道主義の経済学が政治家が、英国正統の経済学政治学を形成してゐるのだ。ミルがテラー夫人と接してから変つたという暖かい人道主義を学者は尊重しないのである。

カツンエラーは、希臘時代から起筆してホーマーの神話とプラトンの理想を比較し、羅馬時代については最初のことを余り論ぜぬが、中世のものとして聖トマストマスの神話の教訓に対しマキャベリの政治論を推賞して、近代政治については前記カーライル分析を主として考へてゐる。しかも近代政治の一原則たる平等人權についても批判を怠つてはいない。そのなかにも神秘化されたる仮説が存在するとなす。科学といへどもその出発が漠然たる感覚や迷信にあつたものが多い。占星学が天文学の、煉金術が化学の、それぞれの発点であつたと見られる。J・M・ケーンズはニュートンが近代物理学の建設者であつたと同時に中世的魔術の環境にいたと評伝してゐる。

反対に神話もそのなかに真実なるものを含んでいないわけではない。「神話は人間の個々ではなく社会的な経験を形象化したものである」。シエリングは神話を肯定して、科学・哲学・歴史・文学・宗教を包含統一するものとした。悪くいえば人間の原始的暗愚だが同じく原始的慧智だともいえよう。人間社会は科学で解ききれない部会を宗教で完了しようとする。希臘のソクラテスは、知ソクラテスと徳とを統一的に考へ、またプラトンは、真と善と美を統一するものとして想定した、神秘的な仮想的存在としての創造主ゾーマを作つた。大抵の宗教はその様なものと考へてよい。それを個人的又は群衆的な感情に持込むことがよいか悪いかが問題である。すなわち宗教を政治や経済や科学に持込むことは正しくないといえよう。

群衆を心理的に司配するのが争鬪の方法である。宗教はそのために利用される。或は魔術術呪術的なものすなわち神話が更にまた神話的な歴史が利用される。戦争・革命・政治は意志的な決断が勝利要素となり、將軍・指導者・政治家がそれを利用する。マキヤベリ(2)が記した羅馬を主とする伊太利諸国の鬪争のこと、クラウゼヴィッツが教えた戦争論、或はこれに加えて近代労働革命と国政の事実がそれを教えるのである。

## 二

筆者の意図は経済学特に経済史学に於ける神話的なものと科学的なるものとを判別したいことにある。換言すれば神話の内から経済学や経済史学のものを見分け、また経済学や経済史学の内から神話的なものを排除するのである。

キリスト教が、人間歴史の内に出現したキリストを神となし、羅馬公教会が欧州を精神的に司配したのが紀元十六世紀ころまでの約千年であり、其頃ルツターの宗教改革が出てそれが資本主義の興隆と関係があると称せられ、さらに唯物論的共產主義が起つて、それが今後何年か世界を司配するとすれば、原始基督教にあつた千年説が実現するであろうか。

筆者の結論は、原始時代から今日迄、人間生活の根底には変化がなく、ただ時々有力者が出現して、人間の構造や司配を変革するのだというにある。

日本の歴史として神話を談することは、敗戦後はもちろん、その以前からなかつた。しかし日本神話(3)の内には存外、平民生活すなわち経済の歴史がひそんでいるようだ。

天地創造や人類生殖やは、あまりに古いことで、もちろん経済学の問題でない。食物の起源は言語学的に考えられる。米はベイ・メイ・マイと読むからこめと関係があり、麦はバク・マク・むぎに関係があり、馬はバ・マからうまになつたと思われ、結局大陸から島嶼に伝わつたことになる。

天照皇大神と素盞男神との関係が興味をひく。前者が天垣田・天平田・天安田・天邑併田あめのがきた ひらた やすた ひらあわせたといふ良田よきたで靈敏なごめひてりあ早くに經うともそこなわるることなきものであつたのに対し後者の田は天穢田かむよりた、天川依田くちとた、天口銳田等皆穢地やせちであつたから、後者は前者を妬んでその田を奪した。

春は渠・畔・槽・溝を害しまた重播をし、秋は穀すでになりぬるときひきまわすに絡繩を以てし、簀を挿し馬を伏したといふ。

このようなことは神々でなく土地を分けて耕作する農民の間で常に起ることである。すなわち土地共有共用の事実がなかつたことを示す。

素盞命はかく乱暴であつたが旅行者企業者で、出雲国肥(籾)川上の高志の八俣蛇を切放して都牟刈(草薙、叢雲)の劍を取り、また韓国に金銀ありといひ、杉・檜・榎・樟等八十余种を播いた。

他方大國主神(大物主神、国造、大己貴命、額国玉神、八千丈又は葦原醜男)は頭見蒼生及び畜産のために病を療す方を定めたと記してある。すなわち農林畜産企業の開拓の指導者であつた。

これらの神や命たちが農地の直営者であつたとは考えられず、下に部曲奴婢がついていたであろうから。平民的な耕作飼養者の上に企業者や地主があつたものと考えられる。

### 三

神話でなく歴史すなわち観察の記録を以て、經濟を考えた好例として、古代ゲルマンに侵入した羅馬の記録者なるタキツスとカエザルのものがある。その記述が簡単なので、後世經濟史学者の解釈が紛糾した。(4)土地が共有であり、その使用が暫時継続の分割及び時の割替を以て行われたとするのが一つである。これは比較新しく行われた避地の調査で存続を証明されたものからの類推であつた。また世界各地の原始的習慣としてかつてありまゝもあることが知られた。しかしそれが、後世封建時代推賞されたる、制度として時と処に於ける部分的発生を見たものである、との証明が出て対立的のものとなつた、ゲルマンの観察記事を精読して前の解釈と異なる説が出たのである。

タキツスのゲルマニヤ記にある *Arta per annos mutant et super est ager* を「耕地は年々割替られ、散在する」と解するものが共有割替制説で、「耕地は年々変ずる、土地は広大にある(から)」と解するのが原始土地利用粗放従つて土地所有否定説である。

或は、土地の区劃の形について方形と短形を二つの型とし、前者をローマの後者をゲルマンのものとする論者が出た。牛がひく犁に車

のつかぬものによる浅耕で縦横にかける場合の区割が方形で、車のついた深車のついた深耕のものは縦ばかりかけるので条の長い矩形になる。土地の性質すなわち軽砂土と重粘土の差があつたかも知れぬ。しかし一旦採用された技術と制度とが永く可配する關係を否定出来ない。一たん定まつた技術習慣制度は容易に動かしがたきものとなる。

これらの問題(5)と英國に現在まで残つている割地村落の問題を研究したのはC・S・オーウィン(6)である。英國は ヘンクローゼン 田 込 で大農場制が可配するようになり、開放地、土地割替、三圃農業の中世農村形態がなくなつたと思われているが、実はその遺制を見られるのである。

ロシアでソヴェート制以前の地割村落をミル(平和を意味す)という。マックス・ウエーバー(7)は經濟の中に、ミルの起源を大農場の体僕制の遺制とする。すなわち大農経営に労働力として隸属したものが、十九世紀中に解放されたが、土地を分与されたのではなく、土地の一定面積を分用して年貢を出す義務をつけられたのだという。ミル村落の家族がそれを離れても義務は免れない。しかし必ずしも義務と考えられない権利とも見られるのは、割替の際には退去者も帰村して参加する、他人の権利を併せて大経営するものもある、等の点から想像される。或は一九一七年の十月革命の後貧農が富農を攻撃して土地を分割したことから考えられる。

本邦の地割制の研究は少くない。

故栃内礼次氏は旧加賀藩田地割制度を研究し村高即ち一括貢納の義務を負わせて定期的耕地を分配することを勧奨したことを以て其の起源とした。しかしその地方のかんりの部分が散居村落で耕地を集団していた事実はその実行が少なかつたことを証すると思う。

筆者が戦前新潟県で見た地割制は信濃川の水系のある場所での被害の不公平の故に分配替を行うというものであつた。しかし隣村では以前分配替を行つたが土地利用の不完全の故に廃止したとのことであつた。或は開墾制度口起因する。(10)

奥田氏は耕地の割替の外林野の分割について研究した。

川田信一郎氏を主班として戦後農業改革の際、割地償行がいかに扱われたかの調査が行われた。(9)長野県上高井郡豊州村相之島部落が対象である。信濃川上流、千曲川と犀川の合流点附近で元来水害が頻発した所だが堤防が完成して被害が少くなつた。しかし反対に湿害は増している。約二五〇年前共同開墾し株割と割替を償行したが、株の売買質などで不平等を増し、また株権者が小作に附することによ

つて実質上の平等はなかつた。明治初年の改革では割替制度が廃止されるわけであつたが共有地として分割使用された。他には国有村有地区有地として分割使用した例がある。割替の年期は水田の場合五年であつたが畑ではより長期で桑園十年、リンゴ園三十年となる。第一次世界大戦後の農民運動は小作上層と自作下層とが小作料の軽減と小作権の平等を要求するものであつた。第二次世界大戦後の農地改革は小作の自作地と耕作地の平均を意図したものであつたが割地慣行の場合の適用が難題であつた。古島敏雄氏はその解決に参加し、割替制度の廃絶共有地の解放及びその実行についての超階級性を打出した。それが実現にはかなりの歪があつたが或程度の成功があつた。旧地主は農地法による保有地を本田（非割替地）に持ち、旧自作農は旧割替地内に少面積乍ら、貸付地を持つ、故に小作地と小作人は相当残つている。農業経営が平準化し耕地の分合が行われた。割替は全廃されなかつたが期限を三十年の如く長くされた。よつてたとえ不良条件のところがあつたものも改良の努力を始めている。株の売買（小作も？）は許されるが売却の際は総代と協議する心算があり、区民に先買権があると見做さる。

#### 四

ロシアは広大な領土を持ち、特にシベリア等では土地は無限にあるようなもので、その利用については制限がなく、従つて所有権利用も確定されなかつたと考えられる。ただ皇帝が有力者に土地を与え、有力者が農奴を使つて大農業をやつたり、小作人から小作料をとつたことはあろう。租税を村落に課し、村落が協議して人頭的にそれを分担し、従つて土地利用を平等に分割することが奨励された事実がある。しかし平等のための割替があると生産力は發揮されない。確定的所有を奨めたこともある。二十世紀初頭のストルイピン改革と。レーニンの新経済政策は富農政策であつた。それに対し、土地共有分用をスラブの国粹となすもの（ナロドニク）と、経営を大化するもの（ボルシェビシ）とが相次いで勝つている。現在の協同農場（コルホーズ）は、一面機械を使う大経営で、他面農民が家計のために行う小経営の集合である。後者は小農大家畜、稍多数の小家畜、無制限の家畜、十群の蜜蜂を飼ひ馬鈴薯や蔬菜を耕作出来るものであるから、日本ならばゆうに小農たるもので、ただ土地面積が制限されているが、その面積では上記頭数が飼える筈がなく、大経営の方に喰込み、又共同の採草放牧地を持つものであろう。故に現在のロシアの農業は大企業的なものと同農民経営的のものとの複合と考ふべきである。

古代社会が上部可配を持たない下部だけの共同であつたともいう考方（原始共產説）が正しいとは思われない。部族間の斗争のあつた時には部族の酋長があり、藩制時代には藩主があつた。その上部の権力が可配力の弱いときは戦乱時氏であり、それが強力となつて藩や族が下請の形になつた場合が封建時代である。故に原始経済と封建経済の下部構造に変化はないと見るべきである。また封建のないときに、国家権力下に大小の経営が直接所屬するのが近代経済であるが、ローマの時代の如き、ウェーバーは古代とするが、近代的要求を備えたものと考えられる。

上記諸例証から考えられることは、農民間に個々独立の経営が成立し、一面平均平等の主張があり、或はその指導統制が起るが、他面自然に不平等が起ることである。さらに有力者が大企業を起し無力者を隷屬雇傭して経営することがあり、また権力者が土地等を所有し下請的な小作者等から買納や契約小作料をとることがある。大企業は分割されて小経営となるのが普通の経過と考えられるのである。

企業の原語が下請（undertaking, Unternehmung）であることは誠に奇といわねばならない。企業の起源は元來身分のないものが、やつたので表面下請を装つたものである。而も事実上それらが可配的勢力を持つようになつた。しかもそれが漸次事実上の下請経営を作つて行く。大農経営は最初奴隸や無産農民を使役するが、後には實際経営を耕作者コロンヌや小作人に分割し、その上前をはねるようになる。大工業経営も下請工業に渡すものが多い。大経営が多い時が企業的な時代であり、下請経営が多いときを何と名つくべきか。

本邦現在の経済組織に下請的のものが多いことが認められる。農業中最主要の稲作は、政府が大体の買上量と確定した価格を以て、農家に請負経営をさせるものである。工業中織物生産の如きは紡績が大工業で行われてもその下請仕事が多い様である。勿論米の生産の三分一は農家の自給用でまた他の三分一が自由市場に出るものと思われる。そんな計算で本邦経済の三分一は下請的性質を持つと考えられる。

下請業は家内産業として苦汗スウィーティングシステム制度と呼ばれた。現在の稲作の如き、時期的に苦汗を流さなければならぬが、年中流す程でもないようだ。価格が比較的高く定められているからである。大体価格を定めて買入れをするいわゆる買独占モノポリの形では売人は下請的のものになる。売独占で買占が下請とは考えられないが、そうなることもあろう。

本邦東北等の避地に於いて共產的慣習があると称せられた。<sup>(6)</sup>海中から海藻を採集しそれを部落で平等に分配するとか、草地の刈取

を自由にするとか、山林まで放牧を自由にするとかの事を指した。大体入会いっかいの関係である。しかしこれらの事実を精査すると、それらの採集が何等かの方法で制限されたる範囲で個人は能う限り採集し、其収穫の幾分かを困窮者に分与することが多かつたようである。海中からの海藻の採集は水産組合が統制し、一定日時に組合員の自由採集を許すので、その採集権を組合が持つているので別に共有財産というべきではない。刈草や放牧はその統制権を団体が持つていて、日を定めて個人の競争刈取（押し刈）を許した例がある。<sup>(6)</sup>しかし一般的にいって、入会の自由は漸次廃され、分割が行われ、やがて永久的な個人所有に移されている。

マックスウェーバーは、経済・社会・宗教等の史的研究の大家であつたが、その出発に於て農業史を研究した。<sup>(7)</sup>彼の「古代文明衰頹の社会的原因」は、当時の通説が、羅馬の没落を農民の小経営の没落に帰するのに対し、その戦争で得た土地と奴隷とによる大経営が戦争の停止により小農民経営に分割されたこととならんで起つた、とするにあつた。マキヤベリの羅馬史は、ローマが遠交近攻の策をとつて大都市を作つたといふのと、直接ではないが、関係があらう。<sup>(8)</sup>カッシェラーはマキヤベリーを以て中世の政治を分析した科学となし推賞している。<sup>(9)</sup>ウェーバーが後にプロテスタント精神と資本主義経済を結びつけたことと思ひあわせ、小農民や小商工業者が作る經濟の根底を探る人でなく、奴隷や寄生労働者を使う大経営や大企業を研究した人であつたと断定したい。<sup>(10)</sup>（昭和三十四年一月）

註(1) Ernst Casseler: *The Myth of the State*, 1946.

- (2) マキヤヴェルリ著 大沼誠訳 ローマ史論 岩波文庫 昭和二十四—二十五年
- (3) 古事記 日本書紀
- (4) 福田徳三 シーザー及びタチトスによる古独逸土地共有制度 経済学考証 大正七年
- (5) 堀米庸三 古ゲルマン農制をめぐる諸問題 史学雑誌八ノ五九 昭和二十五年
- (6) Max Weber: *Gesammelte Aufsätze zur Social u. Wirtschaftsgeschichte* 1924.
- (7) *Iltis: Wirtschaftsgeschichte* 3. Aufl 1958.
- (8) C. S. Orwin: *Open Fields*, 1958.
- (9) 枋内礼次著 旧加賀藩田地割制度 カメラ学会叢書 明治四十四年
- (10) 石井清吉編 新潟県に於ける割地制度 新潟県内務部 昭和四年

- (11) 川田信一郎編 割地慣行と農地改革 農総研叢書二六 昭和二十八年
- (12) 奥田琢著 「本邦林野割替制度の研究」 高岡博士記念論文集 昭和七年
- (13) 田村浩著 農漁村共産体の研究 昭和六年
- (14) 宮下利三著 岩木山麓の採草地について 弘前市政調査会委託報告 昭和三十一年